

「笠間市内における太陽光発電設備設置事業と住環境との調和に関する条例（案）」の概要について

笠間市都市建設部都市計画課開発グループ

1 条例の制定理由

再生可能エネルギーである太陽光発電事業は、環境負荷の低減やクリーンエネルギー源として期待が高まっており、市内において多くの事業が行われております。

太陽光発電設備設置事業に係る各法令の規定においては、事業地周辺の行政区への説明会実施が明記されておりません。そのため、住民の方々への情報が伝わりづらく、造成工事や太陽光発電事業完了後の対策等について住民の方々から心配する声が上がっております。

この条例では、太陽光発電設備設置事業を行う際は、あらかじめ事業者と該当行政区等が事業計画について話し合い、良好な関係を保つ事を目的とし説明会実施を規定するものです。

2 条例概要

条例の主な内容は、次のとおりです。

目的	市内における太陽光発電設備の設置に関し、必要な事項を定め、住環境への配慮と自然環境の保護及び地域関係者との調和に努め、もって地域社会の発展に寄与する。	
責務	市	適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講じる。
	事業者	・笠間市の自然環境及び生活環境に十分配慮し、事業区域の周辺の住民との良好な関係を保つよう努める。 ・事業に必要な公共施設を自らの負担と責任において整備するよう努める。 ・太陽光発電設備設置事業の中止又は終了時には、速やかに原状回復等に努める。
	市民	条例に定める手続の実施に協力するよう努める。
抑制区域	特に必要があると認めるときは、事業を行わないよう協力を求める区域を指定することができる。 ① 自然災害の発生が危惧される場所 ② 豊かな自然環境が保たれ、学術上重要な自然環境を有している場所 ③ その他市長が必要と認める事由	
適用事業	事業区域の面積が10,000平方メートルを超える事業	
手続	事前協議	事業者と市で太陽光発電設備設置事業に対する協議を行う。
	説明会	事業者は、事業地内に該当する行政区に対し、事業計画・規模工法・安全対策・発電終了後の計画について説明を行う。
	事業実施協議	事前協議・説明会実施の手続きを経たのち、本協議を行う。
	助言指導等	事業に対し、必要に応じて助言・指導・勧告を行う。勧告に従わない場合は公表となる。

3 定義

条例に定義される内容は、次のとおりです。

- ・太陽光発電設備設置事業 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第2条第3項に規定する設備(送電に係る鉄柱等を除く。)の設置を行う事業をいう。
- ・事業者 再生可能エネルギー発電設備設置事業を行うものをいう。
- ・事業区域 事業を行う区域をいう。
- ・該当行政区 笠間市区長設置に関する規則(平成25年規則第23号)第1条に規定する区域単位で、その区域に事業区域を含む行政区をいう。
- ・近隣関係者 事業区域の境界線に接する土地又は建築物を所有する者及び居住する者をいう。

4 条例(案)の施行日

平成28年6月第2回笠間市議会定例会に議案上程後施行

※なお、パブリック・コメントの実施後に、条例案の審査を行う関係上、審査の過程でその趣旨を改変しない範囲で、文言等の修正をすることがあります。

笠間市内における太陽光発電設備設置事業と住環境との調和に関する条例《手続きフロー》

